

税のお知らせ

5月の納税等

- 軽自動車税／全期
- 介護保険料／第1期
- 農業集落排水処理施設使用料／第1期
- 提塘占用料／全期
- 保育料／5月分
- 納期限／5月31日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。
納付には口座振替の利用もできます。

軽自動車税種別割について

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。
最寄りの金融機関または役場会計室窓口、その他e-L・QRを利用した電子決済にて納付してください。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の納税義務者(所有者または使用者)に全額課税されます。

軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、販売店等の第三者が税金を支払う場合でも、納税通知書は4月1日現在の納税義務者に送付されます。口座振替をご契約の場合は、納税義務者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、販売店等の第三者に納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできませんのでご注意ください。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車税種別割の税率について

○重課税率

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車には、重課税率が適用されます。最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査であり、一般的に車検と言われる

る継続検査とは異なります。最初の新規検査の時期は、**車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください。**

車種			重課税率(年額)	旧税率(年額)
			最初の新規検査が平成23年3月までの車両*	最初の新規検査が平成23年4月から平成27年3月までの車両
軽三輪			4,600円	3,100円
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円
		営業用	8,200円	5,500円
四輪	貨物用	自家用	6,000円	4,000円
		営業用	4,500円	3,000円

*電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車税種別割の継続検査用納税証明書について

令和5年1月から軽自動車税納付確認システムの運用が開始されました。車検や納付の時期によつては、納税証明書が必要となる場合があります。

納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、役場税務課で無料発行していますので、納付したことがわかるもの(引き落としが記帳された通帳や領収印が押された納税通知書など)をお持ちになって、税務課窓口までお越しください。

口座振替をご契約の方には、6月の中旬ごろに継続検査用(車検用)の納税証明書を送付します。

●問合せ先

総務部税務課

減免について

次の手帳の所有者で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税種別割が減免されます。

- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 療育手帳